佐久穂町議会基本条例

平成２８年１０月１日条例第２１号

目次

前文

第１章　総則（第１条）

第２章　議会の活動原則（第２条・第３条）

第３章　議員の活動原則（第４条・第５条）

第４章　町民と議会の関係（第６条・第７条）

第５章　議会と行政の関係（第８条―第12条）

第６章　議会の機能強化（第13条―第17条）

第７章　議会事務局及び議会図書室（第18条・第19条）

第８章　議員定数及び議員報酬（第20条・第21条）

第９章　議会の災害対応（第22条）

第10章　最高規範性と見直し手続（第23条―第25条）

附則

平成17年に誕生した佐久穂町は、十余年を経過した中で、新たな発展のを築こうとしている。

一方、人口減少・超高齢化社会の波も強く押し寄せており、豊かな町づくりには多くの課題を抱えている。

佐久穂町議会は、町民から選挙で選ばれた、多人数による合議制の機関として、同じく選挙で選ばれた、独任制の町長とともに、佐久穂町の代表機関を構成する。

議会が、町民の福祉の増進と民主主義の発展のために果たすべき役割は、今後ますます大きくなる。特に、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した、議会はその持てる機能を十分に発揮して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を自由かっ達な討論を通して、広く町民に明らかにする責務を有している。また、議会自らも積極的な政策の提案を行うべく不断の議会改革に努めていくものである。

ここに佐久穂町議会は、町のおかれた現実を直視し、議会に課せられた責務を果たし、町民の負託に全力を挙げてこたえていくことを決意し、本条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、佐久穂町議会（以下「議会」という。）の基本原則、議会の役割、佐久穂町議会議員（以下「議員」という。）の活動原則、町民と議会との関係、議会と町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との関係及び議会機能の充実に関すること等自主的かつ自律的な議会運営を実現するための基本的な事項を定めることにより、町民の負託に応え、議会の使命を果たし、佐久穂町（以下「町」という。）の持続的かつ豊かな町づくりの実現に寄与することを目的とする。

第２章　議会の活動原則

（議会の基本原則）

第２条　議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

(１)　町の施策が、効率的かつ適正に実施されているかを公正に監視及び評価をする。

(２)　町内に住所を有する者、町内に在勤する者及び町内で事業その他の活動を行う者（以下「町民等」という。）の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努める。

(３)　公正性、透明性を確保し、かつ、町民等に開かれた議会をめざす。

(４)　町民等に対し、わかりやすい言葉で説明するよう努める。

(５)　町民等の議会への関心を高める議会運営を行う。

(６)　他の自治体の議会との交流及び連携を推進する。

（委員会の活動）

第３条　常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図ることにより、その設置目的が十分に発揮されるよう活動する。

２　委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うよう努める。

第３章　議員の活動原則

（議員の活動原則）

第４条　議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(１)　議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。

(２)　町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動をすること。

(３)　議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の増進を目指して活動すること。

(４)　議会立案による積極的な提案を行うように努めること。

（議員の政治倫理）

第５条　議員は、町民の代表として高い倫理観をもって行動しなければならない。

２　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(１)　町民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(２)　地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(３)　町が行う許可、認可等の行政処分（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を含む。）又は補助金等の交付の決定に関し、特定の企業、団体等のために有利となるよう働きかけをしないこと。

(４)　町並びに町が設立した公社、町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人及び指定管理者（以下「町等」という。）が行う工事等の請負契約、当該請負契約の下請契約、業務委託契約及び物品購入契約に関し、特定の業者のために推薦、紹介する等の有利となるよう働きかけをしないこと。

(５)　町等の職員の採用、昇任及び異動等の人事に関して、推薦及び紹介等の働きかけをしないこと。

(６)　町等の職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限を不正に行使するような働きかけをしないこと。

(７)　公人としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、真実又は虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損する行為をしないこと。

第４章　町民と議会の関係

（町民と議会の関係及び説明責任）

第６条　議会は、町民の意見等を的確に把握し、議会の討議に反映させるよう努めると共に、積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

２　議会は、委員会及び全員協議会の公開を原則とする。

３　議会は、正副議長の選出にあたり、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設け、その選出の過程を町民に明らかにする。

４　議会は、傍聴の機会を拡大するため休日又は夜間に本会議を開催することができる。

（参考人制度及び公聴会制度）

第７条　議会は、法第100条の２の規定による専門的知見、法第115条の２の規定による参考人及び公聴会を十分に活用し、専門的知見を有する者又は当事者の意見等の活用を図ることができる。

２　参考人及び公聴会に係る手続その他必要な事項は、佐久穂町議会委員会条例（平成17年条例第166号）第３章及び第４章並びに佐久穂町議会会議規則（平成17年議会規則第２号）第14章及び第15章の規定による。

第５章　議会と行政の関係

（町長等と議会及び議員の関係）

第８条　本会議における議員の一般質問及び議案質疑は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

２　議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

（議会審議における説明及び資料請求）

第９条　議会は、町長が重要議案を提案するときは、議会審議における論点を形成し政策の水準を高めるため、次に掲げる事項について説明及び資料を町長に求めることができる。

(１)　政策の必要性

(２)　提案に至るまでの経緯

(３)　財源措置

(４)　将来にわたるコスト計算

(５)　総合計画との整合性

(６)　前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

（議会等からの説明要求）

第10条　町長等は、議会又は議員から、町長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

（議決事項）

第11条　法第96条第２項の規定による議会の議決すべき事件は、佐久穂町総合計画の基本構想の策定又は変更及び廃止に関することとする。

（財政上の措置等）

第12条　町長は、この条例の目的を達成するため必要な財政上の措置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

第６章　議会の機能強化

（議会の機能強化）

第13条　議会は、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

２　議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

（全員協議会の開催）

第14条　定例会開催月以外の月に１回は、全員協議会を開催する。

（政策討論会）

第15条　町政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催することができる。

（議員研修の充実強化）

第16条　議会は、議員の立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

（議会広報）

第17条　議会は、町政及び議会審議に係る重要な情報及び議会活動全般に関する内容を議会広報で公表するものとし、議員は、議会広報にその情報発信を頼ることなく、町民に対して積極的にその内容を開示することに努める。

２　議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう努めるものとする。

第７章　議会事務局及び議会図書室

（議会事務局の体制整備）

第18条　議会は、議会及び議員の政策形成並びに立案機能を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

（議会図書室）

第19条　議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第８章　議員定数及び議員報酬

（議員定数）

第20条　議員定数は、別に条例で定める。

２　議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に勘案するものとする。

（議員報酬）

第21条　議員報酬は別に条例で定める。

２　議員報酬の改正に当たっては、佐久穂町特別職報酬等審議会の意見を参考に決定するものとする。

第９章　議会の災害対応

（災害時の体制整備と役割）

第22条　議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。

２　前項の組織の設置、運営等に関し必要な事項及び議員の役割については、別に定める。

第10章　最高規範性と見直し手続

（最高規範性）

第23条　この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例及び規則等を制定してはならない。

（議会及び議員の責務）

第24条　議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則及び規程等を遵守して、議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

２　議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

（検証及び見直し手続）

第25条　議会は、前条第２項の研修の後、議会運営委員会において、この条例の目的が達成されているか、検証するものとする。

２　議会は、この条例を改正する必要が生じた場合には、改正案を議会運営委員会において検討後、本会議に諮らなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。